答 弁 第 九 三 号平成十四年六月十一日受領

内閣衆質一五四第九三号

平成十四年六月十一日

内閣総理大臣 小 泉 純 郎

衆 議 院 議長 綿 貫 民 輔 殿

衆議院議員長妻昭君提出防衛庁の開示請求者に対する身元調査に関する質問に対し、 別紙答弁書を送付す

衆議院議員長妻昭君提出防衛庁の開示請求者に対する身元調査に関する質問に対する答弁書

一から五までについて

お尋ねの 「身元調査」 は、 防衛庁の職員が行政機関の保有する情報の公開に関する法律 (平成十一年法

律第四十二号)第四条第一項に規定する開示請求書に記載された事項以外の開示請求者に係る情報を記載

した資料 (以下「開示請求者関係資料」という。)を作成していた事案を指すものと考えるが、当該事案

については、平成十四年六月七日現在、 詳細な調査を実施中であり、その結果がいまだ明らかでないこと

から、 現時点では、 お尋ねについて正確なお答えをすることは困難である。

六について

防衛庁においては、 開示請求者関係資料の作成に関する調査を可能な限り速やかに完了し、 その結果を

発表することとしている。